

# 生活環境部

福祉環境委員会

【議案関係資料】

9月9日提出

## 【目次】

### 予算関係

自然保護課	ツキノワグマ被害防止総合対策事業について (ツキノワグマ人身被害見舞金給付事業)	・・・ 3
-------	---	-------

### 議案関係

なし

## ツキノワグマ被害防止総合対策事業について (ツキノワグマ人身被害見舞金給付事業)

自然保護課

### 1 目的

ツキノワグマの生息域の拡大により、人の生活圏での出没や人身被害が相次いでおり、クマによる人身被害は肉体的・精神的に大きなダメージを受けることから、被害を受けた県民に対し見舞金を給付する。

### 2 概要

クマによる突発的で予知できない事故により人身被害を受けた県民に対し見舞金を給付する。

#### (1) 納付対象

- ①人身被害：30日以上の治療を要するもの 10万円（60件）
  - ②重度被害：一眼の失明等、日常生活に著しい制限を受けるもの（※） 20万円（5件）
  - ③死 亡：30万円（5件）
- ※ 労働者災害補償保険法施行規則障害等級表第1級から第8級に相当するもの

#### (2) 納付要件

##### ①次のすべての要件を満たす場合

- ・人身被害を受けた者が秋田県民であること
- ・秋田県内で発生した事故であること
- ・事故のあった場所が森林地域外（市町村等が指定する立入禁止区域を除く）であること
- ・クマによる突発的で予知できない直接的な打撃、かみつきによる事故であること
- ・県及び警察本部がクマによる事故であることを確認していること

##### ②その他、事故の原因が被害者の責に帰すことが適当でない場合で知事が認めるもの

### (3) 適用時期

令和6年4月1日以降に発生した人身被害を対象とする。

### 3 予算額

8, 850千円  
( $\ominus$  8, 850千円)

内訳

報償費 8, 500千円  
需用費 230千円  
役務費 25千円  
使用料 95千円

(参考) クマの目撃情報と人身被害の状況（8月31日現在）

#### ○目撃件数

(単位：件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R 6	70	175	208	204	217								874
R 5	27	142	215	255	253	636	1,472	583	80	15	20	25	3,723
R 4	19	104	260	197	91	40	11	4	1		1	2	730

※R 6年度は4～7月が県警集計による目撃件数で、8月はクマダスによる目撃件数(一般投稿分含む)。

#### ○人身被害人数

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R 6		5	1	2	2								10
R 5		3	2	4	3	16	34	8					70
R 4		3	3										6